

平成31・32年度
建設工事に係る競争入札参加資格審査の
主な改正事項等

平成30年10月
福井県土木部土木管理課

1 特別項目点数の改正事項

①労働災害の防止や職場環境の改善を目的とし、以下の加点評価を行います。

【 】は加点割合

- ・安全衛生管理活動計画表を作成し、労働基準監督署に届出をした場合 【1／100】
- ・労働安全衛生マネジメント(COHSMS／ISO45001)の認証を受けている場合
【1／100】

※重複加点なし

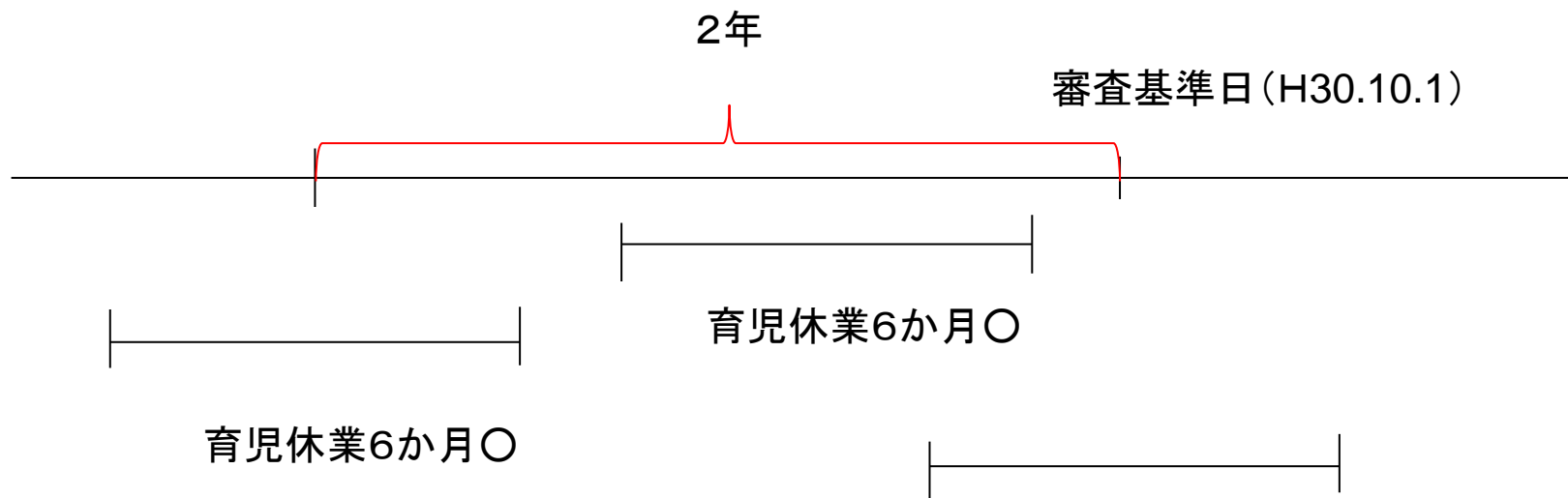
②働きやすい職場環境を整備し、魅力ある職場づくりをめざし、就業規則に下記の休日制度を明記し、労働基準監督署に届出ている場合、加算評価を行います。

内容	加算割合
4週8休 (または年間休日120日以上の場合)	2/100
4週6休 (または年間休日94日～119日以下)	1/100

③保護観察所に協力雇用主の登録を行っている
場合加点項目を追加します。

現 行	改正後(追加)
<p>・ 審査基準日の直前2年間に おいて、保護観察対象者または 更生緊急保護対象者を3ヶ月 以上雇用している者 【1／100】</p>	<p>・ 審査基準日時点で、保護観 察所の協力雇用主に登録して いる者 【0.5／100】 ※左記との重複加点なし</p>

④働きやすい職場環境の整備を目的とするとともに、職員の休業による企業側の負担を配慮し、審査基準日以前2年間の間に育児休業を6か月以上取得した技術職員を雇用している場合、加算評価を行います。ただし、審査基準日に復帰していること。 【1／100】



育児休業6か月(33・34年の定期申請にて加点)⁵

2 平成31・32年度建設工事競争入札参加資格 審査における「解体工事」の申請に関する留意事 項について

<申請要件>

- ①「解体工事業」の許可を受けていること
- ②経営事項審査を受けていること
- ③完成工事高が一定以上あること

解体工事の完成工事高(上記②の経営事項審査における2年平均または3年平均の金額)が250万円を超えていること

ただし、平成29・30年度の入札参加資格者名簿において「解体工事業」に登載がない者(新規業者)は、2年平均または3年平均の完成工事高が500万円以上であること。

3 平成31・32年度競争入札参加資格審査における経営事項審査の取扱いについて

旧経審による総合評定値または新経審による総合評定値のいずれでもよいこととします。ただし、旧経審および新経審のいずれの総合評定値も有する場合は、新経審による総合評定値によることとします。